

【その他】

【食費（1日あたり）】

【光熱水費（1ヶ月あたり）】・【日用品費（1ヶ月あたり）】・【家賃（1ヶ月あたり）】

運営規程等に定めている場合は規定する金額、定めがない場合は平均的な金額を入力してください。
 （定めがない場合の計算例）食費（1日あたり）＝会計期間内の食費合計÷年間延べ利用者数

3. 加算等の状況

会計期間内に算定した実績があるもの全てに「1」を入力してください。プルダウンによる入力も可能です。

4. 従事者の状況

10月1日時点の状況を入力してください。会計期間内に10月1日が無い場合は、期末の人数を用いてください。

複数施設（事業）で勤務している、または同一施設（事業）で**複数の職種を兼任**している職員がいる場合は、従事者の重複が生じないよう、勤務時間や人件費等を用いて按分します（詳細は別欄の「従事者の按分について」をご覧ください）。

【宿直】

宿直業務にのみ従事している職員の数を入力してください。

5. 委託の状況

業務委託を利用しているもの全てに「1」を入力してください。委託を利用していない場合は **【その他・委託なし】**を選択してください。

【給食業務（全面委託）】・【給食業務（一部委託）】

献立作成や食材の仕入れ等、給食業務の全てを委託している場合は**【給食業務（全面委託）】**を選択してください。

【労務管理】

給与計算、勤怠管理、就業規則の作成等の業務を委託している場合が該当します。

【会計・請求】

決算業務、介護給付費等の請求等の業務を委託している場合が該当します。

【その他】

障害福祉サービス費以外の費用負担	食費（1日あたり）	800円	光熱水費（1ヶ月あたり）	5,000円	※運営規程等で定められていない場合は平均的な金額を入力してください。
	日用品費（1ヶ月あたり）	2,000円	家賃（1ヶ月あたり）	45,000円	

3. 加算等の状況

加算の算定状況について伺います。会計期間内に算定した実績があるもの全てに「1」を入力してください（プルダウンによる入力も可能）。

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）		福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	1	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		看護職員配置加算	
夜間支援等体制加算（Ⅰ）		夜間支援等体制加算（Ⅱ）		夜間支援等体制加算（Ⅲ）		夜間支援等体制加算（Ⅳ）		夜間支援等体制加算（Ⅴ）	
夜間支援等体制加算（Ⅵ）	1	夜間職員加配加算		重度障害者支援加算（Ⅰ）		重度障害者支援加算（Ⅱ）		医療的ケア対応支援加算	
日中支援加算（Ⅰ）	1	日中支援加算（Ⅱ）		自立生活支援加算		入院時支援特別加算		帰宅時支援加算	1
長期入院時支援特別加算		長期帰宅時支援加算		地域生活移行個別支援特別加算		精神障害者地域移行特別加算		強度行動障害者地域移行特別加算	
強度行動障害者体験利用加算		医療連携体制加算（Ⅰ）		医療連携体制加算（Ⅱ）		医療連携体制加算（Ⅲ）		医療連携体制加算（Ⅳ）	
医療連携体制加算（Ⅴ）		医療連携体制加算（Ⅵ）		医療連携体制加算（Ⅶ）		通勤者生活支援加算		福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）		福祉・介護職員処遇改善特別加算	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）							

4. 従事者の状況

従事者の状況について伺います。会計期間内の10月1日時点の状況を入力してください（小数点第一位まで）。派遣職員等の常勤換算には業務委託による従事者を含みます。

主 な 職 種 の 内 訳	常勤職員等の常勤換算			合計 (a)+(b)+(c)	主 な 職 種 の 内 訳	常勤職員等の常勤換算			合計 (a)+(b)+(c)
	常勤職員 (a)	非常勤職員 (b)	派遣職員等の 常勤換算 (c)			常勤職員 (a)	非常勤職員 (b)	派遣職員等の 常勤換算 (c)	
管 理 者	0.4			0.4	世 話 人	0.5	0.3		0.8
サ ー ビ ス 管 理 責 任 者	0.3			0.3	宿 直	1.0			1.0
生 活 支 援 員	0.8	0.2		1.0	そ の 他	0.6			0.6
					合 計	3.6	0.5	0.0	4.1

5. 委託の状況

委託の状況について伺います。該当するもの全てに「1」を入力してください（プルダウンによる入力も可能）。

給食業務 (全面委託)	給食業務 (一部委託)	清掃	1	洗濯		送迎		宿直		労務管理		会計・請求		その他・委託なし	
----------------	----------------	----	---	----	--	----	--	----	--	------	--	-------	--	----------	--

注1「労務管理」は、給与計算、勤怠管理、就業規則の作成等の業務を委託している場合、「会計・請求」は決算業務、介護給付費の請求等の業務を委託している場合が該当します。

従事者の按分について

1週間あたりの総勤務時間を分母とし、各施設の総勤務時間を分子として勤務時間の按分を行います。

例：Aさん（**1週間あたりの総勤務時間40時間**）が、①特別養護老人ホーム（**28時間**）、②認知症高齢者グループホーム（8時間）、③通所介護（4時間）の【施設長】（管理者）を兼務していた場合。

⇒特別養護老人ホームの**28時間**÷1週間あたりの総労働時間**40時間**＝0.7から、特別養護老人ホームの【施設長】は0.7になります。